

特222

537

君意民聲の結晶

明治節

明治節請願の顛末



\*0007250000\*

0007250-000

特222-537

君意民聲の結晶明治節

天業民報社

昭和2

ABH

特 222  
537

# 詔書

朕カ皇祖考明治天皇盛徳大業夙ニ曠古ノ隆  
運ヲ啓カセタマヘリ茲ニ十一月三日ヲ明治  
節卜定メ臣民ト共ニ永ク天皇ノ遺徳ヲ仰キ  
明治ノ昭代ヲ追憶スル所アラムトス



御名 御璽

昭和二年三月三日

内閣總理大臣 若槻禮次郎



## 緒言

今回明治節制定の 聖詔を拜して我國は新たに此永典を記することになった、これより國を擧げて御制定の意義を擴充し國運興隆の實効に資すべく一途に嚮はなければならぬ。

特に此度の御制定を拜したる我徒は、曩きに大正十四年二月以來三年越しの宿願がこゝに達してまことに欽悦の至りに堪えない。抑も本件に就て我徒が特別の請願運動を起した由來は、本會の指導者田中巴之助先生が其國體開顯の信念唱導よりする多年の宿論に基いたので、その發端は先生が大正十二年十一月三日より「天業民報」紙上へ「諫國要言」を發表し初められた其劈頭の第一聲に

(大正十二年十一月三日發行「天業民報」第九百十五號)

人よ、十一月三日を記せよ

是天吾が 明治大帝を降せる日、大帝は嘗に日本の中興のみならず、世界人類に人の道と人を治める道とを教へ給へる世界的大聖者也。その勅教は世界的經典たり、その帝國憲法は世界的憲法たり。

忘れられぬ

と云へる提唱に基いて、爰に大正十四年二月我同志者が一大結束を起し、本件を國民的公舉に進出せしめて請願運動の手續を開始した、當時「天業民報」の報道に

(大正十四年一月三十一日「天業民報」第一千二百九十一號)

二月の諫國運動は

## 明治節の設定を

議會に請願する

來る二月十日に行はるべき天業青年團の豫定計畫は

永久に明治大帝の御偉業を追憶するため、紀元節と相並んで、中興節又は明治節と稱し大帝御生誕日たる十一月三日を以て國家的祝日となすべき件

の請願を帝國議會へ提出することに決し、目下天業青年團各支部及び國柱會各地方局の全部に向つて、その請願書に署名捺印しつゝあるが、一度その檄文の回附せらるゝや各地とも擊節共鳴異常の緊張振にて、すでに静岡の同志の如きは態々上京してその運動方法を協議し希

望を開陳した、又去る二十五日の中央新年會席上、田中先生より此事を宣言せられしかば、六百の會衆が擧つて調印せるのみならず多數の調印運動の有志が續出して、幹事は用紙の供給にマゴック有様は物凄くほど猛烈な意氣込を示してゐる。

まことに明治大帝維新の洪業を永久に紀念したまつり、その國體顯揚の御偉蹟を追慕讃歎したてまつることは、これ、眞に天業民族特有の尊皇心をその根底より培ひ、世界最高の文化たる日本國體の眞自覺に導くべき最善最捷の道にして、大正興國の活運、全く此一舉によつて決せらるべき機微を藏してゐるのである、故に我等は我が同志ならびに報友諸君が、一齊に力を併せて一人も多く請願書に調印をつらねて、眞に國民の輿論なることの實を示し、帝國議會をして滿場一政を以て本案を可決せしむべく大々の力ある運動を起されん事を熱望して止まないものである。

◇讀者諸君にして右の運動に加擔して、署名調印を募つて下さる思召の方は、天業青年團本部(東京下谷鶯谷)事務所宛其旨御申出になれば、署名用の書式雛形の下敷紙を送られますから成年以上の方をドシク勸募して下さい。

◇五日迄に本部へ着した分は十日出願の願書に間に合います。  
◇遅れたものは二回三回と各方面へ提出の豫定です。

と云へる記事に照して初發の状況を知るべきである、かくてこの運動は僅々數日の間に全国各地二萬有餘の賛同者の記名調印を請願書に列ね得た、是れ此請願が國民誠意の衷情を深く代表した一事之に依て明かである。それより今日に至る迄の運動經過の概要は

大正十四年二月十日

■第五十議會衆議院へ請願提出

同 年二月二十一日

■同 貴族院へ請願提出

同 年三月十日

■内閣總理大臣及各大臣へ請願提出(十二通)

同 年四月十日

■内大臣府へ請願提出

大正十五年二月二十日

■第五十一議會貴族院へ再度請願提出

昭和二年一月十四日

■内閣總理大臣、内務大臣、文部大臣、宮内大臣、内大臣へ重ねて請願提出(各通)

同 年一月十八日

■第五十二議會貴衆兩院へ促進請願の提出

以上の公擧と相俟て常に言論文章の唱導鼓吹に依り、一般の輿論を動かして制定實現の機運を促がすに不斷の努力を注いだ、田中先生は屢々「諫國要言」に本件の意義を繰返して叫ばれた、その一篇を擧れば

(大正十四年三月十日發行、天業民報「第壹千三百二十二號」)

## 明治節

## 紀元節

並ぶべきものである。國家はこの一日を歡喜祝慶して深き力と永久の光のために心から國旗を掲げ、心から一日を祝して見るが可い、此一日の休業はたしかに一年の大なる力を養ひ得るに相違ない。

といふ如き、今日ますます其意義の充實を期する爲めに切要の言である。

今や時運到来して本件制定の公布を見るに至り、我徒が初一念の願意はこゝに完く貫徹するを得た真に無上の歡喜を覺え無限の感激に溢るゝ次第である、然しながら今後に於ける明治節の意義擴充に就て、願意貫徹後の我徒は双肩更に幾層の重きを覺え、又一段緊張の覺悟を要する。爰に本會は明治大帝の聖訓を恪遵奉體するを以て國運恢張民心作興の唯一規準と仰ぎ、刻下の時弊に鑑みて専ら民性の正醇開導を期すべき目的に依り、此尊き御名に聚まるところの團結であつて、實に我が請願運動の策勵中新たに此盟約が生れたのである、明治節と明治會！ 今後に於ける本會の使命は實に重い、素願貫徹の今日、初發以來の經過を顧み、請願書類を一束して公刊に附し、以て我徒が結前生後の紀念を公けにしたいとおもふ。

昭和二年三月

明治會幹事

謹識

## 君意民聲の結晶

### 明治節 [明治節請願の顛末]

#### 一、本請願の緣由

明治大帝の盛徳鴻業を永久に紀念感戴する爲め 大帝御生誕の紀念日たる十一月三日を以て中興節又は明治節として紀元節と相並んで國祭日となすべしとの本請願運動は最初は天業青年團總長としての田中巴之助先生の提案により全國の天業青年團員が其諫國運動の一つとして起したものであつた。

諫國運動とは國家國民に取つて最も緊要なる事項につき政府當路者並に各事件の當該者に對し至誠極諫を具體的に進言する運動で、その第一回は大正十三年十一月十日、時の總理大臣加藤高明氏に對し國民精神作興に關する詔書の奉戴服膺に關する法令につき建議し、翌十二月十日には第二回の諫國運動として時の内務大臣若槻禮次郎氏に對し帝國々旗令制定に關する進言をなし、大正十四年一月十日には第三回として文部大臣岡田良平氏に對し全國先民の徳行者を追表し贈位の天恩に浴せしむるの件につき特願書を提出した。その第四回の諫國運動は實にこの明治節設定請願運動となつて現れたのである。

二、第五十議會衆議院に對する請願

全國の署名者一萬八千十二名

大正十四年二月十日を期して衆議院に明治節制定に關する請願書を提出すべく全國の同志に移牒して各地一齊に署名を募らせたところ熱誠署名者非常に多く、全國より集れるもの合して一萬八千十二名に達した。其中には元帥東郷平八郎氏を初め、朝野知名の士を多數に網羅してゐたのである。その請願書全文は左の通りであつた。  
(大正十四年二月十日衆議院へ提出セルモノノ寫)

明治大帝ノ御偉業ヲ永久ニ紀念感戴ス

ル爲メ國家的祝日ヲ制定スヘキ請願

明治大帝中興ノ御偉業ヲ紀念シ其盛徳ヲ永久ニ感戴スル爲メ紀元節ト相並ベテ 大帝御生誕ノ聖日ヲ中興節又ハ明治節ト稱シ國家ノ大祝日ト爲スヘキ件

右請願ノ理由

恭ク惟フニ 大帝中興ノ御偉業ハ古今ニ超絶シ宇内ニ光耀ス、王政復古ノ大業、帝國憲法ノ御制定、國民道德確立ノ勅教、數度ノ大戦勝、文武百般ノ興立、澤々タル積慶ノ仁

政、明々タル重暉ノ洪範、咸ク萬代ノ標式タラサルハナシ、就中國體ヲ闡明シテ建國ノ大精神ヲ中外ニ光揚シタマヘル聖斷大謨ニ至リテハ實ニ 神武大帝ノ建國ニ比シ奉ルヘシ、昔者 天智天皇ヲ中宗ト仰キ國忌ヲ百代不廢ノ永典ト爲セルニ准例シ、爰ニ國民崇仰ノ歸スル所、宜シク國家萬代ノ永典トシテ 明治大帝 御生誕ノ聖日タル十一月三日ヲ以テ之レヲ中興節或ハ明治節ト稱シ以テ紀元節ニ准同セル國典祝日ト爲スヘキモノト思考ス

願クハ貴院全會一致ノ御賛同ヲ以テ可決採用アラシコトヲ懇願ス

大正十四年二月十日

請願人(別紙署名)總代

田 中 巴 之 助  
稻 津 幸 次 郎

衆議院議長 粕谷義三殿

かくて本請願は憲政會顧問望月小太郎氏の紹介で衆議院に提出した。その結果は同月二十三日望月氏より請願人總代田中巴之助氏へ宛てられた左の報告書に明かである。

x x x x x x

拜啓過般御來訪其後委員諸君より御持參被下候

明治大帝聖徳記念祝日制定請願書は、本日滿場一致謹肅之誠意を以て可決仕候 別紙は右議事速記を、衆議員速記課より寫し來り候もの、謹んで添贈仕候間 何卒一般に御公知方、天業紙上に可然御取り計被下度、重ねて君國の爲 甚深なる敬意を、貴臺始め御盡力家に表し申上候。 早々敬具

大正十四年二月二十三日請願委員會を終へて

望 月 小 太 郎

田 中 賢 台

x x x x x x

大正十四年二月廿三日

(午前十一時半請願委員會一致事決ノ速記)

小野委員長、日程第七 明治大帝聖徳記念祝日制定の件を議題と致します、紹介議員望月小太郎君(望月小太郎君) 本請願の趣意は 明治大帝の御偉業を永久に紀念し奉り、其御盛徳を感戴する爲め 大帝御生誕の聖日たる十一月三日を以て國家的祝日と致し、其の名稱の如きは或は中興節若しくは、明治節と致したい、是が其趣旨でございます、今更 大帝陛下の御偉業御盛徳に對して彼此申し上げる必要はありませんが、本請願の趣旨を力説する爲に茲に一二分間同僚諸君の御請聽に訴へたきことは 大帝陛下の御事に對する世界各国の評論二三を御紹介致して見たいと思ふのであります、先づ冒頭第一申上たきことは 明治大帝に對しまして世界が大帝として謳歌し奉る御尊號は 神武天皇以來未曾有のことであつたと云ふこと、是より 大帝陛下に對し奉る世界外評の大要を申し上げますと、

其の 一

「大帝陛下を仰ぎ、古今東西の大帝王中の御一人若しくは之に超越し給ふ大皇帝」と稱へ奉りたること

其の 二

「明治大帝は、亞細亞全洲の覺醒を促し給ひたる、救世主にして其崩御は全亞細亞に於ける萬世償ふべからざる、一大恨事一大缺陷であるとのこと」

之を二つに分けて、其の一は

即ち「十八世紀以來歐洲諸國の權利たるが如き亞細亞領土の侵略に對し 大帝は敢然之を防禦し給ひたるこ



と」

其二 は

「黄色人種に不可能なりと誤信せられたる立憲君主政治を確立し給ひたること」

其三 は

「明治大帝四十五年の御治蹟を以て、其國を世界の不知郷より忽然として世界の一大雄邦に躍進せしめ給へる人類史上の一大奇蹟なること」

其四 は

「陛下は實に三千萬の未開にして不幸なる臣民より成れる一國を繼承し給ひ、今や世界最大帝國の中に數へらるべき六千萬の一大國民を崩御の後に遺し給ひたること」

其五 は

「陛下の御一代は、之を廣義に解釋すれば實に「日本二千五百年史の縮圖」と稱すべく、之を狹義に批評し奉れば「新日本の文明史」又は「世界に於ける日本國民史精髓なりとのこと」

其六 は

「陛下は實に、新日本大帝國の活ける表象シンボルにして、日本國の名譽と光榮とを世界十六億の列國民に表示し玉ふ國家的綠門グリーンドアにして「新日本」の三字は實に 大帝陛下の墓銘なりとのこと」

以上 當時 大帝陛下御崩御の時に、世界各國の輿論中の其 陛下に對し奉り御批評と申上ぐべきか、感歎と申上べきか其趣意を申述べたのでございます、此以上御同様臣民として 陛下の御盛徳、御偉業に彼此申し上ぐる必要はなからうと思ひます、唯茲に請願者の意思並に紹介者の熱心なる希望を附言致したきは近年の人心、社會の風潮、思想の標準等に對しても 大帝の御誕生日を國家的祝日と致して過去を想ひ現在を思ひ、將來を懷ふ其一大紀念日と致したいと云ふのが目的でございます、願はくは今日の當局者も御列席のことでございますから、當局者の之に對する御感想も承り、同時に同僚諸君の満場一致の御裁決を希望致します。

(河上政府委員) (文部省參事官)

明治大帝の御盛徳に付きましたは、最早申上げることも却て畏れ多い次第でありまして、吾々國民が如何に 大帝を御慕ひ申上げて居るかと云ふことも、皆さん御承知のことでございますが、私の知つて居る俳句に、

菊の香や明治の帝ましまさは

と云ふことがあります、私は恐らく之が日本國民の總ての心を言ひ現して居るのではないか、菊の花が開けば 明治大帝御在世當時十一月三日の日に此菊の花を常に床に飾つて御盛徳を奉祝致して居りました日本國民は、今日矢張りこの菊の花を見、十一月三日に相當りますと、總ての者は 明治大帝を御追想申上げて、其大徳を御慕ひ申上げると云ふのが、之は日本國民の總ての同じ心であらうと信ずるのでありまして、只今先輩紹介委員の望月さんから御話になりました通り、國家の前途から申しまして、又吾々國民の精神から申しまして、此 大帝の御誕生

日を紀念致しますことについて、恐らく當局及一般國民に於て異論はないと信ずるものであります唯私は行政事務に付きまして餘り熟して居ませぬから、能く分りませぬが、此祝日祭日等を決めまするのは之は内務省の所管でないかと存するのであります、併し此祝日を如何に決定致しまするか三大節とどう云ふ風に致すかと云ふ事については、尙能く其局の者が講究致すべき性質のものであります、輕々しく取扱ふべきものでないと信じます、御趣意に對しては私行政上の事務の取扱ひ管轄の如何に拘りませず是は異論のないことでありまして、御趣意に對しては私は一般國民の總てが斯くの如く感じて居ると思ひます。

(岡田委員) 本件は最も國民としまして慶ばしき請願であります又此請願は必ずしも請願者の數の如何を申すのでありませぬが、無慮一萬八千有餘の署名がある大請願であります、只今望月紹介議員の縷々御説明があり、又政府委員殊に文部省の之に對する御賛意を表せられました、尙此の事柄は内務省と申しませうか、或は内閣と申しませうか何れに致しても、我帝國に於きましては本件の様な事柄は速かに、謹んで請願の趣旨の現はれるやう審議に掛られることは、本委員會の切望する次第でございます、直ちに採擇致したいと思ひます。

(賛成々々)と呼ぶ者あり

小野委員長 採擇に御異議はありませぬか

(異議なし)と呼ぶものあり

小野委員長 御異議なしと認めまして、採擇に決します。

(望月小太郎君)謹んで感謝致します。

### 三、第五十議會、貴族院に對する請願

請願署名者二萬七百九十九名

一方衆議院に對して前記の請願をなすと同時に貴族院に對しては同月廿一日を以て朝野名士を初め全国各地の請願人二萬七百九十九名の連署を以て、貴族院議員伯爵松浦厚氏、同北條時敬氏、同花井卓藏氏の紹介を得て提出した。請願文左の如し。

(大正十四年二月二十一日貴族院へ提出セルモノノ寫)

明治大帝ノ御偉業ヲ永久ニ紀念感戴ス  
ル爲メ國家的祝日ヲ制定スヘキ請願

明治大帝中興ノ御偉業ヲ紀念シ其盛徳ヲ永久ニ感戴スル爲メ紀元節ト相並ヘテ大帝御生誕ノ聖日ヲ中興節又ハ明治節ト稱シ國家ノ大祝日ト爲スヘキ件

右請願ノ理由

恭ク惟フニ 大帝中興ノ御偉業ハ古今ニ超絶シ宇内ニ光耀ス、王政復古ノ大業、帝國憲

法ノ御制定、國民道德確立ノ勅教、數度ノ大戦勝、文武百般ノ興立、澤々タル積慶ノ仁政、明々タル重暉ノ洪範、咸ク萬代ノ標式タラサルハナシ就中國體ヲ闡明シテ建國ノ大精神ヲ中外ニ光揚シタマヘル聖斷大謨ニ至リテハ實ニ神武大帝ノ建國ニ比シ奉ルヘシ昔者天智天皇ヲ中宗ト仰キ國忌ヲ百代不廢ノ永典ト爲セルニ准例シ、爰ニ國民崇仰ノ歸スル所、宜シク國家萬代ノ永典トシテ明治大帝御生誕ノ聖日タル十一月三日ヲ以テ之レヲ中興節或ハ明治節ト稱シ以テ紀元節ニ准同セル國典祝日ト爲スヘキモノト思考ス

願クハ貴院全會一致ノ御賛同ヲ以テ可決採用アランコトヲ懇願ス

大正十四年二月二十一日

請願人(別紙署名)總代

田 中 巴 之 助  
稻 津 幸 次 郎

貴族院議長 公爵 德川家達殿

右請願は遺憾ながら議會々期中に審議未了にて閉會となつた。

#### 四、首相及各省大臣への請願

全國の同志が滿腔の熱誠を罩めたる請願は貴族院にては審議未了のまま、閉會となつたが、衆議院に於ては委員會滿場一致、嚴肅裡に採擇となり、政府の手に廻つたのであるから、この上は政府當局者に向つてあくまで實現を懇願することとし、三月十日時の内閣總理大臣加藤高明氏を初め、各省大臣に向つて左の請願書を提出した。

(大正十四年三月十日内閣總理大臣及各省大臣へ提出シタ十二通ノ明治節制定請願文ノ寫)

### 緊 要 至 願

謹テ閣下ニ切願仕候、吾等前キニ國民ノ誠衷トシテ

明治大帝ノ偉業盛徳ヲ永久ニ紀念感戴シテ民心率由ノ一大標基タラシムヘク 大帝御生誕ノ聖日タル毎歲ノ十一月三日ヲ以テ中興節又ハ明治節ト稱シ紀元節ト相並ヘテ國家の大祝日ト爲スヘキ件ニ付帝國議會ニ請願シ、大正十四年二月十日衆議院へ一萬八千十二名同二十 日貴族院へ二萬七百九十九名ノ署名調印、元帥東郷伯爵以下各階級ヲ網羅シ全國各

府縣及海外在住民ニ及ヘル大多數ノ至誠悃情ヨリ成レル左記請願書ヲ提出仕候

明治大帝ノ御偉業ヲ永久ニ紀念感戴スル爲メ國家的祝日ヲ制定スヘキ請願  
明治大帝中興ノ御偉業ヲ紀念シ其盛徳ヲ永久ニ感戴スル爲メ紀元節ト相並ヘテ大帝御生  
誕ノ聖日ヲ中興節又ハ明治節ト稱シ國家ノ大祝日ト爲スヘキノ旨

右請願ノ理由

恭ク惟フニ 大帝中興ノ御偉業ハ古今ニ超絶シ宇内ニ光耀ス、王政復古ノ大業、帝國憲  
法ノ御制定、國民道德確立ノ勅教、數度ノ大戦勝文武百般ノ興立、澤々タル積慶ノ仁政、  
明々タル重暉ノ洪範、咸ク萬代ノ標式タラサルハナシ、就中國體ヲ闡明シテ建國ノ大精  
神ヲ中外ニ光揚シタマヘル聖斷大謨ニ至リテハ實ニ 神武大帝ノ建國ニ比シ奉ルヘシ、  
昔者 天智天皇ヲ中宗ト仰キ國忌ヲ百代不廢ノ永典ト爲セルニ准例シ、爰ニ國民崇仰ノ  
歸スル所宜ク國家萬代ノ永典トシテ 明治大帝御生誕ノ聖日タル十一月三日ヲ以テ之ヲ  
中興節或ハ明治節ト稱シ以テ紀元節ニ准同セル國典祝日ト爲スヘキモノト思考ス  
願クハ貴院全會一致ノ御賛同ヲ以テ可決採用アランコトヲ懇願ス

大正十四年二月二十一日

請願人(別紙署名)總代

田 中 巴 之 助  
稻 津 幸 次 郎

兩院各通各議長宛

然ルニ同月廿三日、衆議院請願委員會ニ於テ審議ノ上政府委員ノ誠意賛同ト共ニ全會一致  
敬虔ノ態度ヲ以テ採擇相成候恐ラク貴族院モ亦誠虔採擇ノ吉報アルヘキモノト推察仕候  
願フニ政府當局モ亦議會ノ報告ニ接シ當然欣迎ノ裡最善ヲ竭シテ實行ノ方途ヲ籌量セラ  
ルヘキモノト信シ候、申ス迄モナク近時民心 荒頽底止スル所ヲ知ラス遂ニ畏多クモ 宸慮  
ヲ惱シ奉リテ前キニ民心作興ノ大詔ヲ拜スルニ至レルハ官民一同ノ深ク恐懼ニ堪ヘサル所  
從テ當局並ニ各教化團體ニ於テモ銳意民心改善ニ盡サレ居ルモ滔々タル潮流一世ヲ捲テ險  
化荒怠日ニ甚シカラントスルノ狀苟クモ慨世愛國ノ士タルモノ之ヲ傍觀坐視スルニ勝ヘサ  
ル儀ト奉存候蓋シ斯ノ如キ風潮ヲ一變シテ舉國ノ覺醒ヲ一齊ニ喚起センニハ宜シク民心歸  
嚮ノ一大標基ヲ與フルニ如クハ莫カルヘシト存候、此時ニ當リテ國民上下ヲ通シテ渴仰感

戴ノ標的タルヘキ 明治大帝ヲ國家的ニ紀念追憶シ奉ルノ典ヲ民心作興ノ基準ト爲スハ情  
 理相協ヒタル適切緊要ノ處置ト奉存候此ノ意味ニ於テモ該請願ハ方ニ興國ノ大助緣タルヘ  
 キ樞要ノ機務ト奉存候況ヤ 大帝絶大ノ偉業主師親三德ノ聖化ハ當然國家ノ永久ニ感戴紀  
 念シ奉ルヘキ所ニシテ之ヲ 神武大帝ノ建國紀元ニ配シテ國家ノ祝節ヲ興スヘキ緣由十二  
 分ト信シ候、願クハ 閣下ニオカセラレテモ國民ノ衷情ヲ允嘉セラレ、右願意ノ實現ニ關  
 シ甚深ノ誠意ヲ傾ケテ上 至尊ノ聖裁ヲ仰キ、下億兆ノ熱望ヲ満足セシムヘク速力ニ實行  
 ノ運ヒニ至リ候様御盡瘁被成下度切ニ悃願シ奉リ候 誠恐誠懼 頓首謹言

大正十四年三月十日

貴族院請願 二萬七百九十九人  
 衆議院請願 一萬八千十二人  
 總代

田 中 巴 之 助  
 稻 津 幸 次 郎

內閣總理大臣	子爵 加藤 高明殿
外務大臣	男爵 幣原喜重郎殿
內務大臣	若槻禮次郎殿
大藏大臣	濱口 雄幸殿
陸軍大臣	宇垣 一成殿
海軍大臣	財部 彪殿
司法大臣	小川 平吉殿
文部大臣	岡田 良平殿
農商務大臣	高橋 是清殿
逓信大臣	犬養 毅殿
鐵道大臣	仙石 貢殿

(右 各 通)

## 五、内大臣への請願

一六

なほ越えて四月十日、時の東京府知事宇佐美勝夫氏の傳達を得て内大臣府に向つて左記請願書を提出した。

(大正十四年四月十日内大臣へ提出セルモノノ寫)

## 請願書

誠恐誠惶虔シテ請願シ奉ル私共前キニ

明治大帝ノ御偉業御盛徳ヲ舉國永久ニ紀念感戴シ奉ラン爲メ毎年 大帝御生誕ノ聖日ヲ中興節又ハ明治節ト稱シ紀元節ニ例同スヘキ國家的大祝日ト爲サンコトヲ帝國議會ニ請願仕リ貴族院ニハ元帥伯爵東郷平八郎以下二萬七百九十九名衆議院ニハ一萬八千十二名ノ各府縣各階級ヲ網羅セル熱望至誠ノ署名調印ヲ以テ請願書ヲ提出仕リ猶各大臣ニモ夫々陳情懇請致シ願意ノ貫徹ヲ期シ奉リ候然ルニ本請願ノ決ハ畏多クモ

至尊ノ聖斷ヲ仰キ奉ルモノト奉存候依テハ舉國熱望ノ至衷ヲ御憐察下シ賜ハリ速カニ願意御聽許ノ 天裁ニ浴シ奉ル様御執成被成下度度シテ請願シ奉リ候也 至誠至肅謹言

大正十四年四月十日

田中巴之助  
稻津幸次郎

内大臣 子爵 牧野伸顯殿

## 六、第五十一議會貴族院に對する再度の請願

前述の如く大正十四年度に於ける吾等の運動はなすべきあらゆる方法を盡したのである。然るに政府當局はこれが實現に關して果して誠意ある行動をとられたかどうか何等聞くことを得なかつた。

こゝに於て全國に於けるわが同志はあらゆる機會を利用して國民の輿論を喚起すべく鼓吹宣揚すると共に、明治大帝の聖訓の普及徹底に全力を盡した。

かくて大正十四年七月には 明治大帝の威徳鴻業を渴仰し、聖訓の服膺宣布を目的とする明治會なるものが創立せらるゝに至りたれば、明治節請願運動は主として明治會の事業に移し、翌大正十五年二月二十日松浦伯、花井博士及北條時敏氏の紹介にて再び貴族院に左の請願書を提出した。

一七

(大正十五年二月二十日貴族院へ提出セルモノノ寫)

一八

## 明治大帝ノ御偉業ヲ永久ニ紀念感戴スル爲、國家的祝 日ヲ制定スヘキ請願

明治大帝中興ノ御偉業ヲ紀念シ其威德ヲ永久ニ感戴スル爲メ紀元節ト相並ヘテ大帝御生誕ノ聖日ヲ中興節又ハ明治節ト稱シ國家ノ大祝日ト爲スヘキ件

### 右請願ノ理由

恭ク惟フニ 大帝中興ノ御偉業ハ古今ニ超絶シ宇内ニ光耀ス、王政復古ノ大業帝國憲法ノ御制定國民道德確立ノ勅教、數度ノ大戦勝、文武百般ノ興立、澤々タル積慶ノ仁政、明々タル重暉ノ洪範、咸ク萬代ノ標式タラサルハナシ就中國體ヲ闡明シテ建國ノ大精神ヲ中外ニ光揚シタマヘル聖斷大謨ニ至リテハ實ニ 神武大帝ノ建國ニ比シ奉ルヘシ、昔者天智天皇ヲ中宗ト仰キ國忌ヲ百代不廢ノ永典ト爲セルニ准例シ、爰ニ國民崇仰ノ歸スル所、宜シク國家萬代ノ永典トシテ 明治大帝御生誕ノ聖日タル十一月三日ヲ以テ之レヲ中興節或ハ明治節ト稱シ以テ紀元節ニ准同セル國典祝日ト爲スヘキモノト思考ス

本請願ハ前キニ大正十四年二月十日一萬八千十二名ノ連署ヲ以テ衆議院ニ提出シ直ニ委員會ヘ附議セラレ政府委員ト共ニ滿場一致ヲ以テ嚴肅ナル感激裡ニ可決採用アリ仍テ尋テ同年二月二十一日附ヲ以テ更ニ全国各地ニ於ケル各階級ニ亘リ二萬七百九十九名ノ熱誠署名ヲ以テ貴院ヘ請願書ヲ提出シ貴院ニ於テモ受理セラレタルニモ拘ラズ未了ノ儘閉會トナリシハ請願人一同ノ悲歎痛惜措カサル所依テ再ヒ別紙署名ノ者ヨリ請願ニ及ヒ候願クハ昨今兩年請願人一同ノ衷情ヲ御照鑑下サレ貴院亦タ直チニ全會一致ヲ以テ御採用アラシコトヲ懇願ス

大正十五年二月二十日

請願人(別紙署名)總代

田 中 巴 之 助

貴族院議長 公爵 德川家達殿

請願人署名

東京府下代々幡町字幡ヶ谷九番地

華族 子爵 小笠原 長生

慶應三年十一月廿日生

東京市麴町區上六番町三十七番地

華族 伯爵 東郷 平八郎

弘化四年十二月廿二日生

東京市日本橋區本石町二丁目十五番地

平民 小泉 徳兵衛

慶應三年七月六日生

東京市日本橋區蠣殻町二丁目十四番地

平民 田中 巴之助

文久元年十一月十三日生

然るにこのたびも貴族院は會期中に審議を終了することなく閉會したのである。

七、昭和劈頭の請願運動

明治大帝を渴仰敬慕してやまざる全國民を代表してのわれ等の請願運動も大正の大御代に於てその實現を見ることを得ざりしは吾等の痛惜措く能はざるところである。

こゝに昭和の聖代を迎へ、新帝の勅語を拜して益々本請願實施の必要を痛感し、左記の通り、各大臣への請願書及第五十二議會の貴衆兩院へ重ねての請願書を提出するに至つた。

(昭和二年一月十四日内閣總理大臣、内務大臣、文部大臣、宮内大臣及、内大臣へ提出ノ請願)

重テ請願シ奉ル件

自分等前キニ 明治大帝ノ聖德偉業ヲ永久ニ感戴スベキ國民的盛典トシテ、例ヲ紀元節ニ取り 大帝御生誕ノ聖日タル毎年十一月三日ヲ「明治節」ト稱シ永久ニ國祭祝日ニ制定有之度旨ヲ以テ、衆議院ニハ一萬八千十二人、貴族院ニハ二萬七百九十九人ノ連署請願ヲ提出シ、尋テ各大臣御許ヘモ出願ニ及ビ、一方有志諸員ハ全國及各領土到ル處ニ此儀ヲ鼓吹宣揚シテ益々同志ヲ糾合シ、一日モ早ク制定實施セラレシコトヲ熱望罷在候處此頃明治節制定ノ廟議有之候哉ノ趣仄聞致シ請願者一同欣喜ノ至リニ堪ヘズ 惟フニ昭和



施政ノ劈頭ニ於テ斯ノ如キ神聖公明ノ政斷アルハ、民心作興上、効果甚大ノ儀ト奉存候  
 近時國情ノ險相民風ノ荒化、日ニ加ハラントスルニ際シ舉國ノ民心ヲ收束シテ篤ク大  
 帝ノ聖德偉業ヲ憶念欽仰セシムルハ情近ク理正シキ根本的國策ニシテ民心統一精神作興  
 ノ捷徑コレニ過ギタルハ莫シ、明治節制定ノ意義眞ニ洪大深遠ト謂フベシ、願クハ一日  
 モ早ク制定御發表アリテ、此萬代不朽ノ新盛典ニ對スル國民ノ精神的準備ニ餘日ヲ與フ  
 ル爲メ、今議會開議ノ劈頭ニ於テ普通政案ニ先立チテ之ヲ確定シ直チニ一國ニ公布相成  
 候様熱望ノ至リニ堪ヘス此段請願同志一統ノ至誠ヲ具シテ重ネテ懇願奉リ候也  
 追テ御參考ノ爲メ本件請願書類寫シ添付仕候

昭和二年一月十四日

請願人總代

田中巴之助

內閣總理大臣

若槻禮次郎殿

臨時代理 遞信大臣	安達謙藏殿
文部大臣	岡田良平殿
宮內大臣	一木喜徳郎殿
內大臣	伯爵 牧野伸顯殿

(右各通)

(第五十二議會貴族院へ提出セル請願)

## 請願

### 一 明治節制定ノ件

右前キニ同志二萬七百九十九人ノ連署ヲ以テ請願ニ及候後政府各大臣宛同様請願提出ノ  
 處此頃廟議施行手續中ノ趣新聞紙上ニ散見致候果シテ然ラハ是レ國家ノ慶事願クハ貴院  
 ニ於テモ此際本請願御採用ノ上速ニ政府へ御申告相成度奉願候  
 近時世態民風ノ荒化日ニ加ハルノ際之ヲ統一正導スルハ 大帝ノ聖德偉業ヲ憶念欽仰

シテ民意ヲ肅清向上セシムルヨリ急ナルハ莫シ即チ是レ根本國策ニシテ一日モ緩却スベカラザル所若シ政爭渦中ニ阻止セラレテ本件ノ公布遅延センカ國家重大ノ損害ナリ願クハ貴院最先ノ神聖決議トシテ實施即行ノ便ヲ與ヘ玉ハンコトヲ至誠ニ住シテ奉歎願候御參考ノ爲メ本件請願書類寫シ添付仕候

昭和二年一月十八日

請願人(別紙署名)總代

田 中 巴 之 助

貴族院議長 公爵 德川家達殿

(第五十二議會衆議院へ提出の請願)

## 請 願

謹ミテ請願ス

自分等前キニ 明治大帝聖德欽仰ノ國家的永典トシテ明治節制定ノ件ニ付同志 萬八千十二人ノ熱誠連署ヲ以テ貴院へ請願ニ及ヒ候處直チニ御採納有之候段請願者一同ノ深ク感銘スル所ニ御座候 猶尋テ別紙ノ如ク各大臣へモ夫々請願ニ及ヒ置候處此頃本件廟議ニ上リ施行手續中ナルヤノ旨新聞紙上ニ散見致候果シテ事實トスレハ或ハ本議會劈頭ノ議ニ上ルベキモノカトモ奉存候貴院ノ誠意ハ既ニ本件御採擇ニ於テ分明ノ儀ナレハ該案ニ對シ全院欽同御賛成ノ事ト推察仕リ候、依テハ若シ該案提出ノ場合ニモ候ハ、之ヲ普通政案ト切離シ、神聖超俗ノ意義ヲ以テ、最先ニ附議即決被下候様、哀願切望仕候

右ハ近時ノ世態ニ鑑ミ民心ノ統一作興上、明治節制定ノ一日モ速カナランコトヲ要シ候、萬一斯ノ神聖案ニシテ他ノ政爭ニ阻止セラレ、爲ニ發布遅延ニ及ヒ候時ハ、亦復歲月ヲ空消シテ、民心收束ノ機會ヲ遷延シ、國本振作ノ聖旨ヲ貫徹スルニ於テ若干ノ緩漫ヲ來スコト、相成リ遺憾之ニ過キスト奉存候 昭和初政ノ光彩トシテ、這般神聖ノ盛典ヲ實施スルハ恐ラク一國肅清ノ嚴飭トシテ、民風ノ興善期シテ待ツヘキモノト奉存候 願クハ請願同志及ヒ全國民大多數ノ至誠ヲ御諒納アリテ、本件翼賛ニ阻障無之様御裁正被下度此段情ヲ具シテ悃願シ奉リ候也

昭和二年一月十八日

請願人(別紙署名)總代

田中巴之助

衆議院議長 粕谷義三殿

右第五十二議會貴族院及衆議院へ提出の連署左の如し

請願人署名

東京市麴町區上六番町卅七番地

華族 伯爵 東 郷 平 八 郎

弘化四年十二月廿二日生

東京市赤阪區葵町三番地

華族 大 倉 喜 八 郎

天保八年九月廿四日生

東京市小石川區駕籠町百九十七番地

士族 古 在 由 直

元治元年十二月廿日生

東京市牛込區拂方町廿六番地

華族

奧

保

鞏

弘化三年十一月十九日生

東京府豊多摩郡中野町大字中郷千五百六十五地

士族

横田

秀

雄

久二年八月十五日生

東京府豊多摩郡澁谷町大字上澁谷百三十五番地

士族

一戸

兵

衛

安政二年六月廿日生

東京府下代々幡町字幡ヶ谷九番地

華族

子爵

小笠

原

長

生

慶應三年十一月廿日生

東京府北多摩郡千歳村五百五十五番地

士族

大迫

尙

道

安政元年七月廿五日生

東京市麴町區飯田町六丁目廿一番地

平民

中野

浩

忠

安政六年八月廿日生

東京市日本橋區大傳馬町二丁目十七番地

平民

小原

政

吉

明治元年七月廿七日生

東京市下谷區谷中清水町十二番地

士族

中野

良

三

郎

明治三年六月廿九日生

東京市日本橋區室町三丁目五番地

平民

久能

木

宇

兵衛

明治廿四年九月十五日生

東京市日本橋區魚河岸三十四番地

平民

米澤

清

三

郎

明治八年十月廿八日生

東京市日本橋區馬喰町三丁目一番地

平民 加納新吉

明治十一年八月三日生

東京府下千駄ヶ谷町字原宿三〇七番地

平民 稻津幸次郎

明治十年十月十日生

東京市日本橋區本石町二丁目十五番地

平民 小泉徳兵衛

慶應三年七月六日生

東京市日本橋區室町一丁目貳番地

平民 高知尾誠吉

明治十六年九月廿二日生

東京市日本橋區蠣殻町二丁目十四番地

平民 田中巴之助

文久元年十一月十三日生

### 八、第五十二議會に於ける建議案 の上程と其決議

上記の請願書提出より當さに八日の後、即ち一月二十五日を以て帝國議會は貴衆兩院同日一齊に本件制定に關する建議案を上程するに至り、然も全會一致の即決を了した、これ實に國民輿望の完全なる代表であつて、吾人の願意は遂に國家を擧げての公定に決したのである、當日議場に於ける森嚴の光景は、議會開設以來未曾有と稱せられてゐる、こゝに官報の記録を轉載して、この神聖決議の狀景を紀念したいとおもふ。

■(官報號外昭和二年一月二十六日貴族院議事速記録第七號より)

○公爵二條厚基君 此際本日ノ議事日程ヲ變更サレテ明治節制定ニ關スル建議案ヲ會議劈頭ニ御提出アラシキコトヲ希望イタシマス、同時ニ質疑繼續ヲ其間中止サレムコトヲ併セテ希望イタシマス、右動議ヲ提出イタシマス

○子爵八條隆正君 賛成

〔其他「賛成」ト呼ブ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 二條公爵ノ議事日程變更ノ動議ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者多數

○議長（公爵徳川家達君） 過半数ト認メマス

○議長（公爵徳川家達君） 政府ノ同意ヲ求メマス……政府ノ同意ヲ得マシタカラ、是ヨリ明治節制定ニ關スル建議案ノ會議ヲ開キマス建議案ヲ朗讀致サセマス

〔小林書記官朗讀〕

明治節制定ニ關スル建議案

右貴族院規則第六十九條ニ依リ提出候也

昭和二年一月二十日

發議者

公爵二條厚基 子爵前田利定 男爵阪谷芳郎 和田彦次郎 倉知鐵吉 松本丞治 中

川小十郎 菅原通敬

贊成者

侯爵徳川囀 侯爵大隈信常 伯爵寺島誠一郎 伯爵小笠原長幹 男爵加藤定吉 男爵大井成元 子爵青木信光 子爵伊東祐弘 子爵八條隆正 子爵渡邊千冬 男爵西紳六郎 荒川義太郎 石塚英藏 内田嘉吉 中村是公 男爵斯波忠三郎 男爵船越光之丞 伊澤多喜男 男爵二條正麿 男爵松岡均平 男爵藤田平太郎 藤田四郎 澤柳政

太郎 添田壽一 山之内一次 南 弘 鎌田榮吉 田所美治 川村竹治 馬場鏌一

湯地幸平 岡崎藤吉 田村新吉 土田萬助 津村重舍 山田惠一 松本勝太郎 小林

嘉平治

貴族院議長 公爵 徳川家達殿

明治節設定ニ關スル建議

明治天皇ノ御偉業ヲ永久ニ紀念シ奉ル爲毎年十一月三日ヲ祝日トシテ制定セラレムコトヲ望ム

右建議ス

〔公爵二條厚基君演壇ニ登ル〕

○公爵二條厚基君 明治節制定ニ關スル建議案ハ唯今其理由ヲ朗讀サレマシタル通りニ、明治大帝ノ御聖徳ヲ永遠ニ紀念シ奉リタイト云フ意味カラ致シマシテ建議ヲ致シ次第デアリマス、ソレデアリマス故ニ此理由ヲ更ニ吾々ハ説明ヲ致ス必要モナイ程明カナル事實デアリ、又當然過ギル事柄デアルト存ズルノデアリマスル故ニ此際其理由ニ對スル説明ハ申述ベマセヌ、唯此上ハ皆様ノ衷心ヨリノ御賛同ヲ得マシテ、満場一致速ニ可決セラレントヲ祈リ、且ツ希望スル次第デアリマス

○議長（公爵徳川家達君） 建議案ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

總員起立

○議長（公府徳川家達君） 全會一致ト認メマス

三四

■「官報」號外昭和二年一月廿六日衆議院議事速記録第七號より）

○砂田重政君 議事日程變更ノ動議ヲ提出致シマス、此際大津淳一郎氏外十七名提出ノ明治節制定ニ關スル建議案ヲ議題トシ其趣旨辯明ヲ許シ其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

〔賛成々々〕ト呼ブ者アリ

○議長（粕谷義三君） 砂田君ノ日程變更ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長（粕谷義三君） 御異議ナシト認メマス、此日程變更ニハ政府モ同意セラレマシタ、仍テ日程ハ變更セラレマシタ 日程第十明治節制定ニ關スル建議案ヲ議題トシ提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス—元田肇君第十 明治節制定ニ關スル建議案（大津淳一郎君外十七名提出）

明治節制定ニ關スル建議

明治天皇ノ盛徳大業ヲ永久ニ紀念シ奉ル爲十一月三日ヲ以テ明治節トシ之ヲ大祭祝日ニ加ヘラレムコトヲ望ム

右建議ス

〔元田肇君登壇〕

○元田肇君 私ハ茲ニ諸君ノ御許ヲ得マシテ、各派一致ノ提案ニ係リマスル明治節制定ニ關スル建議案提出ノ理由ヲ聊カ陳述致シマス先ヅ建議案ノ本文ヲ朗讀シマス

明治天皇ノ盛徳大業ヲ永久ニ紀念シ奉ル爲十一月三日ヲ以テ明治節トシ之ヲ大祭祝日ニ加ヘラレムコトヲ望ム

右建議ス

斯様ナ建議デアリマス（拍手） 明治天皇ノ御盛徳御偉業ニ付キマシテハ、不肖私ノ申上ゲルマデモナイコトデアリマシテ 千古ニ超絶致シマシラ赫々トシテ宇内ニ輝キ、中外崇敬ノ中心トナツテ居フセ給フノデアリマス、 明治天皇ハ只今申上ゲルヤウナ次第ゴザイマスルカラシテ、御盛徳御偉業ニ付キマシテ申上ゲマスレバ、枚擧ニ遑アラヌコトデアリマスルガ、茲ニ申上ゲルコトハ却テ畏ク存ジマシテ、其中ニ付キマシテ王政復古ノ大業ヲ樹テラレ、開國進取ノ國是ヲ定メ給ヒ、立憲爲政ノ洪範ヲ垂レサセラレ、國民道德ノ確立ノ勅教ヲ屢々下シ給ヒマシタコト、殊ニ帝國ノ天職ハ平和ヲ保持シ、文明ノ至治ヲ指導扶植スルニ在ルコトヲ世界ニ知ラシメ給ヒシコトハ其最モ大ナル事デアルカト不肖ハ信ジマス、斯ル聖天子ノ御盛徳御偉業ヲ永ク紀念シ奉ラントスルノハ、國民ノ熱心ニ希望シテ已マザル所デアリマス（拍手）御承知ノ如ク 明治天皇ノ崩御遊バサレマシタ七月三十日ヲ以テ是迄祝祭日トナツテ居リマシタガ、本年以後ハ此祝祭日ガ廢止シ

三五

タルコトニ相成リマシタニ付キマシテハ、明治天皇御降誕ノ當日タル十一月三日ヲ以テ大祭祝日ト致シマシテ、大帝ノ御盛徳御偉業ヲ永遠ニ欽迎シ奉リタイト存ズルノデアリマス、是ガ即チ本建議案提出ノ趣旨デアリマシテ、先刻モ申上ゲマスル通りニ國民ノ至誠ヲ代表披瀝致シマシテ各派一致ノ提案ニ係カルコトデアリマスルカラシテ、私ハ確信致シマスル、諸君ハ滿場一致直ニ可決セラレルコトデアラウト信ジマシテ壇ヲ降りマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 本案ニ對シテハ他ニ演說ノ通告ハアリマセヌカラ直ニ採決ヲ致シマス、本案ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

總 員 起 立

○議長(粕谷義三君) 起立總員デアリマス、全會一致可決致シマシタ(拍手)

## 九、制定の意義と發表公布の期日 に關し重ねて各大臣への請願

帝國議會の建議案上程に前後して、明治節が制定になるとも左迄是を重大な祝節と認め難きやの意見が當路の間に介在するとの風聞を耳にして、念の爲め我同志は一月廿六日總理大臣以下各要路に左の特願書を提出した。

(昭和二年一月二十六日內閣總理大臣、內務大臣臨時代理、文部大臣、宮内大臣、內閣書記官長へ掲

出シタル同文五通請願書ノ寫)

### 明治節制定ノ儀ニ付重ネテ特ニ請願ノ件

- 一、明治節ヲ紀元節ニ準同スル大祝節ノ一ト爲スベキ件
- 一、御制定發表ノ期日ヲ速カニシ相成ルヘクハ本年ノ天長節ニ御發令ヲ仰キ度件

右 願 意 ノ 理 由

國民ノ熱望タル明治節制定ノ事ハ既ニ廟議ニ上リタル趣ヲ傳聞シ、欣喜措カサル所、今復議會兩院一齊ニ同一建議ヲ同日ニ提案滿場肅然總起立ヲ以テ可決セラレ、政府亦之ヲ欽悅セラレタル現状ニ視テ今ヤ全ク上下一致ノ輿望公論トナリ、千古ノ嚴肅ヲ此瞬間ニ萃メテ永ク歴史的光景ヲ紀念セシメタルモノトシテ吾等ノ深ク感激シテ已マサル所ニ候、右ニ就キ新聞紙上ニ散見スル一部ノ流說ニ依レハ、縱使制定ニ至ルモ之ヲ三大節ニ例同シ難キヤノ趣廟議中ナル由相見ヘ候、恐ラク右ハ廟議ノ正當見解ニ非スシテ、一部ノ假量臆測ニ過ギサルヘシト存ジ候得共、明治節ヲ高級祝節ト爲スト否トハ、本制定意義ノ消長ニ關スル重大要點ト奉存候ニ付、吾等請願者區々ノ微衷ヲ開陳シテ、重ネテ哀願ニ及ビ候趣意ハ、抑



モ明治節制定ノ大精神ハ、單ニ 大帝ノ御盛徳ヲ追憶シ奉リテ過去ノ景仰ニ止ムルノミニ非スシテ、永久ニ其偉業ヲ追慕感戴シ奉リ、千載萬世ニ亘リ、國家經綸ノ活指南ト爲シ、其無窮ノ徳光ヲ仰テ、永ク國民精神ノ木鐸ト爲スニ外ナラス、是レ 先帝 今上ノ篤ク國民ニ訓ヘタマフ所、 聖旨儼トシテ吾等ノ頭上ニ在リ、況ヤ 大帝ノ御偉業ハ、 天祖皇太神 神武天皇ノ宏猷ヲ御一身ニ體現シテ、内ハ 皇祖皇宗歷世ノ積徳ヲ代表示現シタマヒ、外ハ宇内萬邦ニ吾國威ヲ宣揚シテ、建國三千載ノ久謨ヲ一朝ニ發揮シタマヘル雄圖大觀、之ヲ 神武天皇ニ比シ奉リ、 列聖ヲ包攝シタマヘルモノト欽仰シ奉ルヘシ、獨リ御繼承ニ於テ全部的ナルノミナラス、 國光發揚ニ於テ世界的ナル御盛徳ハ、正シク内ハ國民歸嚮ノ聖標トナリ、外ハ宇内光揚ノ視境タルヘク、偉大ナル祝祭トシテ紀念スヘキモノト奉存候。此意味ニ於テ、明治節ハ之ヲ紀元節天長節等ノ大祝節ニ準同セラルヘキモノト愚考致候。殊ニ國民ノ歸向ヲ篤カラシメ、民風作興ニ力アラシムル點ニ於テモ、其祝節ヲ深刻ニシ、其紀念ヲ高調スルノ要有之、願クハ聖徳聖恩ヲ徹底的ニ感銘セシムヘキ良斷トシテ、必ス此新祝節ヲ紀元節同例ノ祝日トセラレンコトヲ切望哀願シテ已マサル次第ニ候。

次ニ御制定ノ發令ハ成ルヘク速カニ願ヒ度儀ニ候、若シ廟議在莩時日ヲ遲延セシムルコト、刻下政界ノ現状及ヒ一般國情ニ望メテ、甚タ宜シキ所ニ非スト 思考仕候、國民ハ多年政爭ノ紛雜ニ因リテ靈性ヲ傷ヒ、政府ヲ責ムル常套語ニサヘ、動モスレハ綱紀肅清ヲ以テスルカ如キ、是レ能責所責俱ニ國家ノ辱トスヘキ所、然レトモ常習的ニ政界ヲ紛糾スルヲ能事ト爲スコト、吾等ノ常ニ以テ甚タ遺憾トスル所ニ有之、此時ニ當リスノ如キ俗氣 ヲ超越シテ國民ニ一道ノ清氣ヲ與フルタメニモ、本制定ノ一日モ速カナランコトヲ望ミ候、蓋シ此一舉ハ近時吾國事空前ノ善政トシテ、汎ク國民ノ景仰ヲ萃メ、其贊同決斷ノ政府及議會ハ永久ニ其恩惠ト靈功ヲ謳歌スヘク、將又民ニ善風ヲ促スノ良斷、斯ノ如ク神聖ニシテ偉大ナルハ莫ルヘシト奉存候、願クハ議會紛糾當路ノ進退等ノ俗件ヲ超越シテ、現閣諸公萬代不朽ノ賢斷ヲ以テ、一切政禍ニ累セラレサル様、相成ルヘク、迅速其御手續ヲ完了シ、遅クモ本年四月 今上至尊第一ノ天長節ヲ以テ、芽出度御發令有之候様、請願人一同及國民熱望ノ誠意ヲ御諒察被下、國家萬民ノ爲メ裁正御英斷被成下度切ニ哀願シ奉リ候。

昭和二年一月二十六日

田中巴之助

外二十二名連印

内閣總理大臣 若槻禮次郎殿

臨時代理 内務大臣 渡信大臣 安達謙藏殿

文部大臣 岡田良平殿

宮内大臣 一木喜徳郎殿

内閣書記官長 塚本清治殿

(右各通)

### 十、制定公布に依り各要路に

### 對する感謝狀の送呈

昭和二年三月三日 聖詔降りて明治節の御制定が公布になつた、多數國民の志願要望茲に漸く貫徹するを得て、欽悦至極である、茲に吾人は第五十議會以來本件請願の緣由に依り、内閣諸大臣並に貴衆兩院に對して、深厚の敬意を捧げ、三月九日惣代七名の連署を以て謹て感謝牒を送呈した。

(三月九日、内閣諸大臣並に貴衆兩院議長に送呈せる感謝牒)

## 感謝牒

今回明治節御制定ノ 聖詔ヲ拜シ、國民ノ熱望茲ニ満足シ、自分等多年ノ宿志ヲ達シ、欽慶コレニ過ギタル莫シ、是レ全ク 貴大臣等 御盡力ニ依リテ實現ヲ見ルニ至レルモノト奉存候。茲ニ初發以來ノ請願者二萬八百餘人ノ喜悅ヲ表白シ、恭シク爲國御盡瘁ノ勞ヲ謝シ奉リ候。

明治節ノ永典ハ國ヲ擧ゲテ 大帝ノ盛徳ヲ追憶シ奉ルト共ニ、其懿訓洪業ヲ萬代ニ服膺シ奉ル國民的訓練ノ公課ト見ルベキ盛典ナレバ、年々此祝祭ノ一日ヲ極度ニ有効ナラシムベキ方法ヲ講ジ、一年ノ内責メテハ此一日ヲ舉國大反省ノ聖日ト爲ス様新シキ良習ヲ創建シ 祝典ノ意義ヲ徹底シ其清娛淨樂ヲ嚴肅化スベキ諸種ノ方法施設ヲ講究シテ 聖旨ノ貫徹ヲ計リ以テ無窮ノ 天恩ニ答ヘ奉リ度、目下有志ノ間ニ試案講究罷在成案ノ上ハ可然御指導御援助ヲ仰ギ申度、邦家ノ爲メ此段併セテ奉願上候。右限リナキ他ノ欽悦ヲ慶叙シ、恭シク賢斷ノ勞ヲ敬謝シ閣下ノ御健康ヲ祝シ奉リ候

昭和二年三月九日

明治節制定請願人惣代

田中巴之助

外六名連印

四二

内閣總理大臣	若槻禮次郎殿
外務大臣	幣原喜重郎殿
内務大臣	濱口雄幸殿
大藏大臣	片岡直温殿
陸軍大臣	宇垣一成殿
海軍大臣	財部彪殿
司法大臣	江木翼殿
文部大臣	岡田良平殿

商工大臣	藤澤幾之輔殿
農林大臣	町田忠治殿
逓信大臣	安達謙藏殿
鐵道大臣	子爵井上匡四郎殿
宮内大臣	一木喜徳郎殿

(右各通)

### 感謝牒

今回明治節御制定ノ 聖詔ヲ拜シ國民ノ熱望茲ニ満足シ自分等多年ノ宿志ヲ達シ欽  
 慶コレニ過ギタル莫シ是レ全ク 貴院建議ノ力ニ依リテ實現ヲ見ルニ至レルモノト  
 奉存候茲ニ初發以來ノ請願者二萬八百餘人ノ喜悅ヲ表白シ恭ク爲國御盡瘁ノ勞ヲ謝  
 シ奉リ候

明治節ノ永典ハ國ヲ舉ケテ 大帝ノ盛徳ヲ追憶シ奉ルト共ニ其懿徳洪業ヲ萬代ニ服  
 膺シ奉ル國民的訓練ノ公課ト見ルヘキ盛典ナレハ年々此祝祭ノ一日ヲ極度ニ有効ナ

四三

ラシムヘキ方法ヲ講シ一年ノ内責メテハ此一日ヲ舉國大反省ノ聖日ト爲ス様新シキ  
良習ヲ創建シ祝典ノ意義ヲ徹底シ其清娛淨樂ヲ嚴肅化スヘキ諸種ノ方法施設ヲ講究  
シテ 聖旨ノ貫徹ヲ計リ以テ無窮ノ天恩ニ答ヘ奉リ度目下有志ノ間ニ試案講究罷在  
成案ノ上ハ可然御指導御援助ヲ仰キ申度邦家ノ爲メ此段併セテ奉願上候  
右限リナキ自他ノ欽悦ヲ慶叙シ恭ク貴院建議ノ勞ヲ感謝シ閣下及議員諸君ノ御健康  
ヲ祝シ奉リ候

昭和二年三月九日

明治節制定請願人物代

田中巴之助

外六名連印

貴族院議長 公爵德川家達殿  
衆議院議長 粕谷義三殿

(右二通)

### 十一 輿論の一斑

明治節制定に關する代表的輿論として左に東西二大新聞の社説を擧ぐ

(昭和二年一月二十日『國民新聞』社説轉錄)

#### 明治節

明治天皇の盛徳大業を永久にきん仰すべく、三大節と共に『明治節』を興さんとの議、貴族院各派間  
に熟し、十九日各派交渉會を開きたる末、廿一日に建議案として之を本會議に上程し、全院一致可決す  
るに申合せたとの報は、最も日本國民の琴線に觸れたる一事であらねばならぬ。

\* \* \* \* \*

吾人は特に双手を擧げて賛成すべき理由がある。それは『明治節』の設定は、吾社の宿論、切に言へば提  
唱とも云ふべきものであるからである。忘れもせぬ吾社は、明治天皇崩御後率先して、二つの提議をした事が  
ある。一は明治神宮の事、一は明治節の事であつた。二者何れも天下の大なる賛同を博した。爾來、明  
治神宮に就ては、議會の協賛により政府の造營となり、隨喜せる國民を擧げて献金勞仕の結果、今日の  
如き森嚴なる神宮を拜するに及んで居る。明治節に就ては、一方に國祭たる 明治天皇祭あり、他方に明  
治神宮の御造營あり、國民の渴仰心はほとは是にて満たし得となせるものか、明治節設定に就ては、爾來暫

く其聲を聞く所なかつた。然も今や時世推移と同時に、明治天皇祭は、國祭日より除かる、のやむを得ざるに至りたれば、之に代るべく「明治節」の設定を希望し奉るの議、勃然として起り來りたるは、吾人は當然至極の事と信ずる。

按ずるに我が國祭日は、三大節並に元始祭、神嘗祭、新嘗祭以外は、御歴代中特別としては、皇祖神武天皇と今上の御先代天皇とあらせらるゝのみ。他の御歴代天皇は、春秋二季に皇靈祭として御一緒に國祭日に列せらる。聖子神孫世々相繼ぎ承けさせられ、孰れの御方は取別け國祭とし、孰れの御方は然かせずと云ふが如きは、決して爲されまじき御事と拜察する。故に従來の慣例は、洵に正當と申すべく、唯だ國民の至情として、明治天皇の盛徳大業を何かの方法を以て御しのび申上げたい。それには、「明治節」の設定を以て第一とする。

「明治節」は、明治天皇祭ではない。猶ほ紀元節と神武天皇祭と別なるが如きものである。勿論、明治天皇を追慕し奉ると同時に、其の時代をしのぶのである。されば「明治節」は、決して明治天皇祭の存続ではなく、時代の進運と共に新たなる國祭形式の發生である。御歴代中、中興の御世と申すべきもの多々ある。然も明治の皇政維新の如きものは無い。只に内政に於て、七百年來專横を極めたる武門政

治を廢し、一君萬民、君民同治の快活なる天地を開かれたるのみならず、開國進取の國是を以て萬國對峙の基を定められ、爾來四十五年間の御治績は、今更ら此に列擧する迄もない。その盛徳大業、直ちに蹤を神武につき給ふ。只に舊日本中興の英主と申上ぐべきのみならず、實に新日本創造の恩主と申上ぐべきである。吾人は神武の創業に紀元節あるが如く、明治の恢弘に「明治節」あらんとを切願す。國家興隆の基礎、之に若くものなげむ。

惟ふに「明治節」は、獨り貴族院のみならず、又た衆議院一致の希望なるべし。是に於て全日本の志願たるや明らけし。而して其の季節は十一月三日たる、復た何ぞ疑はん。

(昭和二年一月廿五日「大阪毎日新聞」夕刊論說轉錄)

## 明治節の制定

明治天皇の盛徳鴻業を追慕し參らせ、あはせて維新中興の大精神を永遠に顯揚したいといふのは日本國民一致の念願である。しかも昨年までは國祭日として明治天皇祭があつて、一方明治神宮の御造營と相伴うて國民の熱望を満たし得たが、今年より明治天皇祭は自然國祭日より除かれることとなつた。この際貴衆

兩院の建議によつて『明治節』制定のことが本日兩院に上程せられるのは國民の大いに満足する所である。政府においてはこれを以て明治天皇祭につぐものとするか、または三大節と同一意味のものとするかについて考慮しつゝあるさうである。歴世中興と稱すべきもの多きも、明治中興の如くその形式内容において特絶せるはなく、明治天皇の盛徳鴻業は實に蹤を神武帝につき給ふと申上ぐべく、その政治の大精神は國民の魂として永遠に服膺すべきものである。されば神武天皇祭以外に別に紀元節あつて、神武建國の偉業と精神とを偲びまつる如く、明治天皇祭の存続としてではなく新たな國祭形式として明治節を制定することは甚だ望ましいことである。吾等は建議案の全院一致を以て可決せらるゝを疑はぬが、この點政府の考慮を望む。

君意民聲  
の結晶 明治節 畢

初版

非賣品

昭和二年三月十七日印刷  
昭和二年三月二十日發行

東京市日本橋區室町一丁目二番地

明治會事務所内

編輯者 高知尾誠吉

東京市下谷區上野櫻木町一番地

印刷者 遠山三男

同所

印刷所 天業民報社印刷部

發行所

東京・上野・鶯谷

天業民報社

# 明治會會員大募集

明治大帝の御威徳を渴仰し、聖訓を翫味研鑽して、之を服膺し宣布するを目的とせる明治會はその多年熱望請願せし明治節の制定を得たれば此際明治節制定の聖旨を奉體し、奉祝の意義を充實せしめ、この國祭日の完全なる祝典を實現して、聖恩を報謝し、國民精神の作興に貢献すべく、決然起つて全國に會員大募集を開始することとなつた。此際盛んに入會加盟あらんとを望む。

- 正會員 會費一ヶ月 金參拾錢(機關誌ヲ送ル)
- 特別會員 會費一ヶ月 金壹圓(機關誌日刊送附)
- 尙「清規」は明治會本部に申込み直ちに發送す

(郵券二錢封入ノ事)

## 明治會

本部事務所 東京市日本橋區室町一ノ二  
電話大手六二〇

智學 田中巴之助先生主宰

### 日刊 天業民報

の購讀をすむ

◆◆◆ 社會の正判  
國民思想の正導  
精神資糧の醇味!!!

國民必讀!!!

普通號 一部三錢

特別號 木曜號 一部金五錢

購讀前金規		購讀前金規	
一月前金	八十錢	一月前金	八十錢
三月前金	二圓三拾錢	三月前金	二圓三拾錢
六月前金	四圓五拾錢	六月前金	四圓五拾錢
一年前金	九圓	一年前金	九圓
三年前金	二拾六圓	三年前金	二拾六圓
五年前金	四拾三圓	五年前金	四拾三圓
十年前金	八拾三圓	十年前金	八拾三圓
終身購讀料	百五拾圓	終身購讀料	百五拾圓

  

特別號		特別號	
第一日曜	信仰	第一日曜	何レモ半年
第二日曜	青年	第二日曜	前金五十錢
第三日曜	家庭	第三日曜	一ヶ年前金
第四日曜	政治	第四日曜	一圓
第一木曜	勞働	第一木曜	何レモ一種
第二木曜	文藝	第二木曜	一年前金
第三木曜	實業	第三木曜	「勞働號」
第四木曜	武育	第四木曜	以外は目
			下準備中

308  
200

發行所

東京・上野・鶯谷

天業民報社

電話下谷區一〇九〇・一八〇〇・一八〇一  
振替東京五三九九三

